

## 人材紹介 基本契約書

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という）と、株式会社新日本企画（以下「乙」という）とは、甲の人材採用に関し、甲の乙に対する人材紹介業務の委託を目的として、下記のとおり契約する（以下「本契約」という）。

### 第1条（委託事項）

甲は乙に対して、甲が必要とする人材の採用に関するコンサルティング及び人材紹介業務（以下「本件業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

### 第2条（紹介手数料の発生）

本件業務に対する乙の報酬（以下「本件報酬」という）は、甲が乙から紹介された人材を採用することを決定し、当該人材（以下「採用決定者」という）が甲に入社した時点で発生する。

### 第3条（紹介手数料の請求、支払いおよび額）

- 乙は、本件の成立した月の日付で、甲に対し紹介手数料の支払を請求する。
- 甲は、乙に対し前頁の請求を行った日の属する月の翌月の末日までに、乙が指定した銀行口座へ振り込む方法により、本件の紹介手数料を支払うものとする。
- 本件の紹介手数料の額は該当人材の想定年収（交通費以外の総額）の35%の額（別途消費税）とする。求人案件により、紹介手数料額の算出方法に変更が発生する場合は、別途覚書にて定めるものとする。

### 第4条（紹介手数料の返金について）

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

#### 返金額

- ・入社日から1か月以内 紹介手数料の50%
- ・入社日から2か月以内 紹介手数料の30%
- ・入社日から3か月以内 紹介手数料の10%

※入社1か月以内の例【入社日 4/3 退社日 5/2】5/3から2か月目とする。

### 第5条（身元保証）

乙は甲に紹介した人材の身元保証人としての地位にあるものではない。乙は甲に